

## 【お知らせ】

### ストレスチェック制度における労働基準監督署への報告書の提出について

平成 27 年 12 月 1 日より施行された労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度において、提出が義務付けられている労働安全衛生規則様式第 6 号の 2 「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」（以下、「報告書」という。）は、OCR で読み取り可能な様式を平成 28 年 3 月下旬に公表する予定ですので、事業者の皆様には、提出にあたりまして、以下の点にご留意していただきますよう、お願いいたします。

#### 労働基準監督署への報告書の提出に関する留意点

- (1) 報告書は、平成 28 年 4 月 1 日以降に提出するようお願いいたします。
- (2) その際には、下記 URL に掲載される平成 28 年 3 月下旬に公表予定の報告書の様式を用いて提出していただくよう、お願いいたします。

厚生労働省ホームページ

「安全衛生関係主要様式」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anzen/anzeneisei36/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei36/index.html)

平成 27 年 12 月 3 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室